

岩手県告示第870号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成30年11月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 普代川

2 指定区間

(1) 左岸 下閉伊郡普代村第12地割字中村12番地1地先（鉾山沢）から海まで

(2) 右岸 下閉伊郡普代村第10地割字羅賀34番地2地先（鉾山沢）から海まで